

令和4年第24回住田町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和4年9月9日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第3号
住田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号
令和4年度住田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第6号
令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第7号
令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第8号
令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第9号
令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号
令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	横澤広幸君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木光彦君
林政課	菊田賢一君	教育次長	多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、職員の評価をより適正に行うため、本町の人事評価制度を改正したことに伴い、勤勉手当に関する規定について、必要な事項を定めるものであります。

それでは、対照表により御説明いたします。

第21条は、勤勉手当に関し定めたもので、人事評価の反映させる期間について、半年ごとを年度とするため、基準日以前6か月以内の期間から基準日の前年度に改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

今回は、基準日の以前6か月以内の期間を前年度におけるというふうに変えたということですが、要するに前年度ですから1年間、6か月が1年間ということだと思んですが、もう一度、この1年間という長くした理由と、それから、勤勉手当というのは人事評価制度の

一環としてあるわけですが、人事評価制度には、能力評価と業績評価というのがありまして、それが勤勉手当が業績評価につながっているというふうに解釈をしております。

そこで、個々のその業績評価についてですが、個々の目標管理というのは、どのようなやり方になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） それでは、今回の改正の期間についてでございます。

これまでは、6月の勤勉手当につきましては、前年度の下半期、12月の勤勉手当につきましては、当該年度の上半期の評価を反映しておりましたが、これからは、6月、12月ともに、前年度1年間の評価を反映させることとしたものでございます。

その理由でございますが、役場の業務上、年度単位で行われている事業が多く、上半期、下半期と区切るよりも、年度単位の評価のほうがより適切に評価をできるものと考えたからでございます。また、合わせまして、評価者、被評価者の評価の負担軽減にも期するものと考えてございます。

2点目でございます。職員の評価でございますが、評価の反映は業績評価のみ勤勉手当に反映するということではございません。能率評価、業績評価ともに合わせまして、評価に反映するというふうな制度となつてございます。個々の目標につきましては、年度当初に町長より大きな基本方針の提示がございます。それを各課長が、また課の方針を決めます。それを職員個人がそれぞれの業務の内容に応じた目標として立てるというふうな制度となつてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。

1年間に延ばしたというのは、年度単位での適切な評価ができるとかということでございます。

それで、個々の目標管理ということですが、町長から出しまして、課長方針、個人というふうになっていくということですが、そこで、その目標管理は所属長である課長等が行っていると思うんですが、本人との目標管理についてのずれが生じた場合は、どのような対応をしているんでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 目標管理の評価の関係でございます。

評価者は1次評価者、2次評価者とございます。1次評価者は課長がするという事になってございますし、2次評価は副町長が行うということになってございます。教育委員会の場合の2次評価者は教育長ということになります。

それぞれ職員の評価と上司の評価のずれという部分でございますけれども、これは少なからず、ある場合もございます。ここにつきましては、職員面談を実施しております、それぞれ職員からお話を聞き、それぞれ上司からこのように評価したということで理解をもらいながら、お互いに納得して評価をしているというふうな制度となっております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 単純な質問ですが、評価が悪い人というのは、1か月にすれば金額でどのぐらい違うものですかね。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 評価が芳しくない職員の給与等の反映の部分についてでございます。

1か月単位ということでは、なかなか回答はできないところでございますが、現在の制度では、勤勉手当のほうでは、人によって給料によって、また差はあるかなと思っておりますが、数万円程度の差は出てくるのかなと考えてございます。

また、当年度の評価は次年度の昇給にも関わるというふうなことでございます。通常、勤務している職員であれば、4号給、給与が上がるということになります。その評価によって、中には6号給上がる職員もおりますし、2号給しか上がらない職員もいるというふうな評価の実態となっております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 今の世の中は、上下関係の評価で評価するものなのか、何と云うかな、その人の優秀さで評価するものか。これ微妙なんだけれども、要するに、年齢の上の人が評価が、極端な言い方、低くて、下が上がれないというのは、逆のような少し給与体制というのではないのかな。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 職員の評価についてでございますけれども、職員には一般職、主

事級の職員ですね。あとは、監督職、係長、補佐級の職員、あとは管理職、課長級の職員というふうな形で分かれてございます。それぞれ求められる能力が違ってまいりますので、その評価基準によって評価をするということになります。年齢とかによって、その評価のばらつきはないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 私、心配するのは、企業であればぱっと首切れればいいんだけど、行政そのものというのは、なかなか首切りというのはできないと思う。そこで、下の人たちのレベルが高くて、管理している人が全然レベルが低い場合のギャップがあって、下の人たちが稼ぐ意欲がなくなってくるというふうな評価ではいかがなものかという、私は心配するんですよ。だから、そういうふうなことは、住田町の職員関係にはないんだろうなと。これだけです。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

職員が昇格する場合につきましては、人事評価等の結果等に基づきながら昇格していくというふうなことになってございます。年齢が来たから係長になる、補佐になる、課長になるということではございません。それなりに段階が上がっていけば、求められる能力も違ってきますが、その能力を身につけた職員が昇格していくというふうな制度になってございますので、議員御心配の部分はないのかなと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） よろしゅうございますか。

9番、菊池孝君。

○9番（菊池 孝君） 町長にお尋ねをします。

この間のマスコミの報道の中で、来年度からドコモが、いわゆる年齢給廃止ということを決めたようでございますが、行政においてはそういうことはないのかというのが第1点。

それから、過去に人事評価の中で、この人は稼ぐから、例えばBだと。いや、この人は稼がないからDだとか、いろいろ評価あったと思うんですけども、その中で、私は評価を4にした人があるんですよ。したらば、3に直されたと。何でやと。何で稼ぐ人が4で、稼がない人は2の人が、何でオール3なのやという話を聞いたときに、2の人は、課長の資格ないと。だから、そういう意味で3らしいという話を聞いたことがあるわけで、その辺をどう

つじつま合わせるのか、どうなのか、今はどうなっているのかということ、まず一つお答え願いたいと思いますし、今、町の職員の中にもいろいろ、一般的には主事、係長、課長補佐、課長というふうな段階だと思うんですが、そのほかに、間に主任とかそういうのあるわけですね。調査役とか。いろいろあると思うんですけれども、なぜそういう役職をつけねばわんねえのかと。ただ、単に年齢が来たから、給料上げられないから、そういうのつけてんでないかという感じにも取れるということで、あえてそういうのは要らないのでいいのではないかと。今、言うように、能力ということを考えるならば、主事、係長、補佐、課長と、こういう段階で、主任とかもあつたのが要らないのではないかというふうに思うわけでございます。そういうことが、ただ単に、仕事しなくても年齢上がれば給料上がるというような、そういう年齢給の廃止というものも求めたいというふうに思うわけですが、どうでしょうかと。町長の考えをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 3点、御質問がございました。

最初の給料表の関係でございますが、現在、町のほうではドコモ等が採っているような給料表を導入するというふうな予定はございません。

次に、職員の評価についてでございますが、議員おっしゃるとおり、その評価が本人と上司によってばらつきが出てしまうというのは、それはそのとおりあろうかなと思います。林崎議員の部分の回答と重複いたしますけれども、私たち管理者につきましては、評価管理者の研修を実施しておりますし、評価される職員につきましても、その評価シートの書き方等々の研修も実施しているところでございます。また、今年度末におきましては、評価の適正化会議というものを開催をいたしまして、ばらつきがない評価、適正な評価に努めていきたいということで考えているところでございます。

主任、副主幹等の役職の部分についてでございますけれども、本町の規則に基づきまして、運用をしているというふうな部分でございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 私からも補足、基本的な考え方ということで答弁をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正の部分について、人事評価についてもそうなんですけれども、これが最終だというふうには考えておりません。いずれこの組織においても、この人事評価制度的な取

組というのはやられているのが一般的にあつてると思いますがけれども、より機能的な形に、職員の意欲含めて、また、やりがい含めて形を変えていく必要があると。その時代、時代の中で、変えていくべき時期の部分の一つ一つ取決めを進めたいということで、今回については、こういう形の中で取組を進めたいということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 菊池孝君。

○9番（菊池 孝君） 私はやっぱり人事評価というものと含めて、今回出てる、それこそ勤勉手当ですけども、やっぱり何をもってこの人が評価をあるのかということが、査定するほうの人の問題だと思うんですが、普通、民間は会社に貢献度のある人は高くなるというのが、これ一般的なわけですよ。ですから、この間、ドコモが発表したように、いわゆる年齢給の廃止と。そして、20代でも課長、部長になれるというような方向に転換するということになっているわけですが、町の中にもかなり町民に貢献している人もあると思うんです。だから、そういう人の給料と、あるいは手当を含めてですけども、そういう人と、例えば上の人も、役に立たないというのものもあるわけだけども、そういう人と評価は同じということはおかしいよと。そこら辺を是正しない限り、本町そのものの、町民自体の生活含めて、よくなるんじゃないのかと。ただ単に居座りのような感じでは、分かんないと。やっぱり計画つくるだけでなく、その計画に沿ってやっぱり行動していくということが最大の町民へのサービスだと思うんですよ。それがやっぱり職員の貢献度というか、そういうことだと思うんですが、そこら辺が本当に適切に評価されているのかなと。どうなのかなと。何か前に聞いた話だと、入ったばかりの職員は頑張ってるやろうとしている。あまりやり過ぎると、今後は上のほうが、そんなことやなくていいということで、国たたきをすると。だから、結局やらない職員ばかり増えてくるという話を聞いたことがあるわけですが、当然、行動をすれば、責任問題が出てまいります。やばつい問題も出てきます。が、しかし、それが仕事やってるからそういうのが出るんで、何もやらないと問題はあつてないと。そして、問題の出ない職員は優秀だと。問題の出る職員は優秀でない。これは逆でないのかと思ってるんですが、その辺の見解はどうなんですかと。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 議員おっしゃるとおりのような部分も感じられることもあつたのかというふうにも想像します。いずれ、先ほども申しましたとおり、より機能的にするために中身を変えていくと。また、先ほど言ったとおり、これが最後ではなくて、やって運用していく中で、より効率のいい形、また町民福祉の向上につながるための職員の在り方含めて、中

身をその時代、時代によって、変えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ちょっとお待ちください。

菊池議員に申し上げますが、言葉のほう、役に立たないとか居座るとか、国たたき等々、ややもすると誤解されるような言葉がありますので、その部分は注意していただきたいというふうに思います。

菊池孝君。

○9番（菊池 孝君） 話としては分かりましたが、いずれ、トップは町長なわけですから、各課長は町長の指示に従って、あるいは方針に従って、それぞれ部下分隊に仕事を、何と云うんですか、与えるということになると思うんですけれども、やっぱり各課長はその仕事を与えた職員のやっぱり精査というか、そういうことをきちっとしてやっていただきたいなというふうに思います。

そして当然、課長が各職員に命令をするわけですから、当然、そのとおりにできなかった場合は、課長、責任取ってちょうだいねと。そして、町長の言ったことをやらない職員は、これ町長の責任でなく、その職員の責任なわけだから。勝手なことをやるということは。それが組織だと思っんですよ。その辺を守っての評価というのが必要じゃないのかということをお願いして、終わります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにないでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援のための人事院規則及び人事院運用通知の改正に伴い、育児休業の取得要件の緩和、育児参加のための休暇対象期間の拡大等について、必要な事項を定めるものであります。

それでは、対照表により御説明をいたします。

第2条は、非常勤職員の育児休業取得の任期要件のうち、子が1歳6か月に達する日までを、子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和しようとするものであります。また、合わせて、条文並びの整備、その他の改正に合わせた文言を適正化しようとするものであります。

2ページを御覧ください。

第2条の3は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月に到達日とする要件について、夫婦交代での取得を追加及び文言の適正化をしようとするものであります。

3ページを御覧ください。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が2歳に到達する日とする要件について、第2条の3、第3号の改正と同様に、夫婦交代での取得を追加しようとするものであります。第2条の5は、条文並びの整理で、旧第2条の5を新第3条の2とするものであります。

4ページを御覧ください。

第3条、第5号は育児休業の取得回数の要件緩和により不要となった規定を削り、以降を

繰り上げるものであります。第6号は、文言の適正化、第7号は、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期の更新等があった場合の規定を追加しようとするものであります。第3条の2は、条文の並びの整理で、旧第2条の5を新第3条の2とするものであります。第9条は様式の変更に伴う改正で、育児休業等計画書、育児短時間勤務計画書としようとするものであります。

5ページを御覧ください。

附則でございます。この条例は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例を議題

とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住田町税条例の一部を改正する必要があることから改正しようとするものであります。改正条文に沿って、御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中、第18条の4の改正は、証明書の住所の記載について事情により住所の記載ができない方について、数字等ある一定の関係者にしか分からないような記号方式とするための改正であります。中段、第33条、第4項の改正は、配当等の申告に関して、総合課税または分離課税の選択について、確定申告書への記載のみで適用するための条文改正であります。同じく、下段、同条第6項の改正につきましても、株式等譲渡所得についても確定申告書の記載のみで判断するよう改正するものであります。

2 ページ目を御覧ください。

第34条の9、第1項及び第2項の改正は、配当割額、株式等の譲渡所得割額の控除について、総合課税または分離課税がある場合の住民税特別徴収税額の税額控除について、確定申告書の記載によって判断するよう改正するものであります。

3 ページを御覧ください。

第36条の2、第1項及び第2項の改正については、公的年金等受給者の住民税申告義務についての規定を整備するものであります。同じく、3ページ、第36条の3の2、第1項第2号の改正は、個人の町民税の給与取得者について、その給与所得者の配偶者に係る扶養親族申告者の記載事項に一定の退職所得を有する配偶者については、その氏名を記載する項目の追加規定を設けるための改正であります。

4 ページを御覧ください。

第36条の3の3、第1項の改正は個人の町民税の申告義務者のうち、公的年金を受給する者で、扶養親族を有する方の扶養親族申告書の提出義務の記載事項の変更で、扶養親族のうち、退職所得を有する者の氏名を記載する項目を追加するための改正であります。同じく4ページ、第53条の7の改正は、項のずれを訂正するための改正であり、下段、第73条

の2の改正は、固定資産税の課税台帳の閲覧について、事情により住所を公表できない場合の、住所に変わる事項の記載について定義するものであります。

5ページを御覧ください。

5ページ、第73条の3の改正につきましても、固定資産税の課税台帳の証明書について、住所を公表できない方についての記載方法を明示したものであります。

同じく5ページ、附則第7条の3の2、第1項の改正は、住宅借入金等、特別税額控除の延長に伴う改正であります。附則第16条の3、第2項の改正は、申告分離課税を適用する場合の特例を改正するものであります。

6ページを御覧ください。

附則第17条の2、第3項の改正は、優良住宅地の造成のために、土地を譲渡した場合の課税の特例を適用する場合の引用条項が削除されたことに伴う条文の整備であります。附則第20条の2、第4項の改正は、利子配当等の課税の特例を受けようとする外国居住者の申告方式の選択に係る規定の整備であります。

7ページを御覧ください。

附則第20条の3、第4項及び第6項の改正は、租税条約等の適用に関し、申告方式の選択に係る規定の適用を受けようとする場合の改正であります。

8ページを御覧ください。

附則第26条の第1項並びに第2項の改正は、法律の改正に伴う条文の整備であります。

9ページを御覧ください。

改正条例第2条の改正は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族に係る申告書の様式の変更に伴う規定の改正であります。改正条例附則第1条につきましては、施行期日を定めるもので、令和5年1月1日から適用するものであり、改正条例附則第1条第1号につきましては、改正条文中、令和6年1月1日からの施行とする条項について明示し、同じく第2号で掲げる条文については、令和6年4月1日からの施行とするものであります。改正条文附則第2条から第4条第2項までは、施行期日の違いに伴う経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第4号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、町が行政財産として取得していた世田米字世田米駅の空き家を改修整備したことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

対照表により、御説明いたします。

第9条第1項第1号は、入居期間について定めるものですが、町有住宅について、原則10年を10年とした上で、ただし書を規定するものであります。また、同条第3項及び第4項については、借地借家法の一部改正に伴い、引用する項の改正を行うものであります。別表の第3条、第12条関係につきましては、定住促進空き家活用住宅として活用することか

ら、名称、所在地、構造、月額家賃をそれぞれ定めるものであります。なお、家賃につきましては、改修工事等を勘案しながら算定したものであります。附則につきましては、施行期日を公布の日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

今回のその空き家活用住宅についてでございますが、入居者の希望を聞きながら、改修工事も行っているという場合もあります。今回は、これ旧センゴク薬店のところのものかなというふうに思いますけれども、どういうふうな使い方がまず考えられるのか、お尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 確かに、村上議員御質問のとおり、入居者の意向をやや踏まえた部分でということで、改修に、設計に反映させるというところでございますけれども、当初、2階部分を1階部分に吹き抜け箇所をつくって、日が差し込むように考えておりましたけれども、入居者に希望ございまして、2階の部分に子供部屋をつくるということにございまして、そういった部分を当初から改正してございます。あと、2階の押し入れ部分を撤去いたしまして、空間を広く活用することといたしておりまして、収納につきましては、カラーボックスとか、今はやりといいますか、そういったもので対応するというような形で対応したということで、自由度を高めたという形でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。

店舗とかそういうふうな形での使い方も考えているのかなというふうには思っていたんですが、店舗ですね。何かそういう新しい働き方改革に応じるような使い方も考えているのかなというふうな期待もあります。それがどうなのかと。

それから、令和3年度の決算審査意見書の中に、空き家活用住宅使用料に新たな滞納が生じているというふうな指摘がございます。この入居者の精査はどのような形になって行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君）　今回は1階の部分を店舗として活用する形かということでございますけれども、確かに今、旧センゴク薬局さんは店舗であったために、2階を今回は生活空間として設計してございまして、リビングや寝室とか浴室は2階にございます。1階部分は店舗として活用できるということでございますので、ただし、使用する場合には改造等伴う場合には事前に申請が必要でありまして、特にも改造する場合には、現状回復を条件とすることとしておりますので、慎重に判断していただく形としております。

2点目につきましては、確かに使用料の未納者が1件ございましたけれども、タイムラグと申しますか、ちょっと実績には出てしまうんですが、5月30日は入金なんですけれども、銀行間の送金の部分で、ちょっと入金が入ったのが6月にずれこんだということでございまして、確かにそういった部分に対応していかなければいけないですので、そういった過去に滞納がないといった基準で、住民税とかに滞納がない方を入居要件にしてございますので、今後ともそういったことや収納に力を入れて努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君）　ほかに。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君）　ちょっと聞きたいのは、この別表見て、4万円から4万5,000円、5万円。これ、よその地域と比べて、家賃そのままというのは高くないのかな。これぐらいするもんだかいな。このぐらいの価値があるものなの。

○議長（瀧本正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君）　林崎議員の御質問にお答えいたします。

確かに本町では最初に建てた、今回は取得した物件ですけれども、前回は、所有者から借りた部分をお貸ししているという形でございまして、補助金等入ってございますけれども、そういった部分で10年間の賃貸借契約をしてございます。そういった部分で、町が赤字を、赤字と申しますか、こうむらないような部分で算定してございまして、他地域等含めましても、そんなに高額な家賃だというふうには考えてございません。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君）　ほかにございせんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第5号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,526万9,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ48億4,658万6,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

9款地方特例交付金60万4,000円の増は、個人住民税減収補填特例交付金の増によ

るものであります。10款地方交付税2億6,432万1,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。13款使用料及び手数料33万円の増は、空き家活用住宅使用料の増によるものであります。14款国庫支出金7,016万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,935万9,000円の増が主なものであります。15款県支出金625万5,000円の増は、岩手子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金593万5,000円の計上が主なものであります。18款繰入金3億3,220万8,000円の減は、財政調整基金繰入金1億8,459万9,000円の減が主なものであります。19款繰越金1億6,557万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。20款諸収入17万6,000円の増は、デジタル基盤改革支援補助金の増によるものであります。21款町債5,995万1,000円の減は、臨時財政対策債7,265万1,000円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

1款議会費53万円の増は、職員人件費の増によるものであります。2款総務費631万7,000円の増は、地域情報通信基盤施設工事費の増が主なものであります。3款民生費3,915万円の増は、電気料金等物価高騰対応分給付金の計上が主なものであります。4款衛生費2,089万6,000円の増は、新型コロナワクチン接種委託料の増が主なものであります。6款農林業費50万6,000円の減は、職員人件費の減が主なものであります。7款商工費3,741万7,000円の増は、住田町原油価格物価高騰緊急経済対策支援金が主なものであります。8款土木費772万3,000円の増は、町道役場前線測量設計業務委託料の計上が主なものであります。9款消防費195万6,000円の増は、避難所運営補助業務委託料の計上によるものであります。10款教育費178万6,000円の増は、職員人件費の増が主なものであります。12款公債費は財源組替によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。滝観洞観光センター整備事業を500万円増額し1,290万円、町道改良等事業を770万円増額し6,190万円、臨時財政対策債を6,265万1,000円減額し2,734万9,000円にしようとするもので、起債の方法、利率、

償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） まず2点、伺います。

14ページ、3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金の電気料金等物価高騰対応分給付金2,100万円について伺います。

これ一般質問でも原油高騰の面については伺ったんですが、こちらについては出ていなかったもので、どういう対象者で、どういう中身なのか、詳細について伺いたいと思います。

それから、2点目、15ページ、4款衛生費、1項保健衛生費の3目予備費の、ページをめくりまして、16ページの12節委託料の中の新型コロナワクチン接種委託料について伺います。これ、これからワクチンを打っていくというようなものだと思うんですが、町内で現在、累計感染者が190人ぐらいということですか。うちで第7波が大半だということだと思います。そして、第7波、感染した方々、4回目のワクチンを接種しようと思っている直前であったような方が多いのではないかと思います。療養期間が終わった方は、今までのように何もしなくても黄色い封筒が届いて、1回なしになったんですけども、そのワクチンを打つことができるのか、手続がいろいろと必要なのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは、電気料金等物価高騰対応分給付金についてお答えいたします。

どういう中身かということでございますけれども、原油価格の高騰により電気料金等が上がった分に対応するものでございますけれども、今年度の冬期間を想定しております。各全世帯を対象として1万円の給付を考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまのワクチン接種の関係の御質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に感染された方につきましては、自動的に町のほうから通知が行くという形ではなくて、感染したかどうかについては、町のほうでは把握できておりませ

るので、お申し出いただき、それに対して日にちとかそういうものを決めて、予診票であるとか接種券をお配りするというような形を取りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） そうすると、感染された方、恐らく相当な、3桁、第7波でもいらっしやると、町内にいらっしやると思いますが、そういう方々は改めて4回目とか、3回目でも2回目でもそうでしょうけども、打ちたいという方は手続を御自分でなさって、いろいろと教えていただきながらということになるということなんですね。

その中で、4回目をスキップして、オミクロン対応のワクチンのほうを選択したいという方も出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうときはどうするんでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの荻原議員の4回目接種をスキップして、オミクロン株対応型のワクチンを打ちたいという方、どういう対応すればいいのかというような御質問でございますが、今回のオミクロン株対応型については、基本的には、現在今これから4回目を打とうとしている方につきましては、オミクロン株対応型で切り替えて、ワクチン接種をしていただくというような方針を国のほうで示されているものです。

ただ、町としては、どのくらいオミクロン株対応型のワクチンを町のほうに供給されるかというような詳細が示されておられませんので、現段階では、詳細はお答えしかねますけども、基本的には先ほどお話ししたとおり、4回目の接種の部分について、スキップという形ではなくて、ワクチンを切り替えて接種をしていただくというような対応になろうかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） あと、基本的なことに、最後立ち戻るんですけども、第7波、オミクロンのほとんどがB A. 5だと思んですが、相当な方が町内でもあれだと思んですが、その中で、このオミクロン対応ワクチンというのを1回感染された方が治って、その方がオミクロン対応ワクチンを打って、それが有効性がどうなのかなというのをちょっと伺いたかったんですが。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの荻原議員の1度感染された方のオミクロン株対応

型の有効性についてという御質問でございますが、そこら辺につきましては、私たちのほうも専門家でございますし、そういう知見を持ち合わせておりませんので、この場でそれが有効性があるかどうかということにつきましては、お答えしかねます。

ただ、国で進めているものですので、そういう方であっても有効性があるというふうには捉えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

令和4年度住田町一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の生活様式は変化を余儀なくされ、いまだ経済活動は本来の状態を取り戻すことができていないものと捉えます。また、本年2月に開始されたロシアによるウクライナへの侵攻がきっかけとなり、欧州のエネルギー危機が引き起こされ、小麦やトウモロコシを中心とした穀物の生産縮小や流通抑制のあおりを受け、世界各地で発生している過去最大規模の水不足による干ばつ現象も伴っていることから、世界的な食糧危機問題へと発展している状況にあります。

また、日米の各中央銀行の金融政策の違いが最大の理由とされている今回の円安への急激な値動きは、まだまだ予断を許さないとの論説もあり、海外企業や海外資本家の参入をはじめとしたグローバリズムを推進している世界第4位の防衛大国である日本にとって、戦後かつてない複合的な経済危機が今後訪れる可能性があるものと考えます。

このような社会不安、経済不安が渦まく昨今ではありますが、先月、事業執行されましたコロナ禍における町独自経済対策「すみチケ+（プラス）」は、他の自治体では類を見ない住民参加応援型の事業所支援と個人住民支援であり、地域内経済の活性化に大きく寄与しているものと捉えます。

また、今回新たに盛り込まれました住田町原油価格物価高騰緊急経済対策支援金は、岩手

県による物価高騰対策支援金の対象要件の緩和と対象拡大を行いまして、農業生産者を含めた町内事業者を支援するための町独自対策であり、小規模事業者等への丁寧な配慮がなされた取組として、各種事業者の事業継続や意欲維持に努めた町の姿勢を評価し、令和4年度一般会計補正予算案に賛成いたします。

しかしながら、1点だけ留意させていただきたいことがございます。本補正予算案にも積算されております5歳から11歳を対象とした新型コロナウイルスワクチンの小児接種についてであります。今般、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会における審議の結果、新型コロナウイルスワクチンの小児接種事業におきましても、新たに努力義務の規定がなされました。努力義務とは、その事案に対し、努めなければならないなどと規定がなされてはおりますが、決して義務ということではなく、法的拘束力もありません。あくまでも自己の判断に委ねられるものであると解釈することができるものと考えております。ですが、オミクロン株以降の厚労省のこれまでの統計によりますと、若年層においては、インフルエンザよりも被害の小さいことが分かっており、今般のオミクロン変異体ウイルス対策におけるワクチン接種の呼びかけとして、義務との誤認識を起こしかねない努力義務規定には断固して抗議の意を表するとともに、対象児童の接種案内におきましては、義務であるとの御認識などが起きないように親切かつ丁寧に慎重な対応をしていただけますよう、申し述べさせていただきます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、議案第5号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き会議を行います。

◎日程第 6 議案第 6 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 6、議案第 6 号 令和 4 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第 6 号 令和 4 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,893 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8 6 7 万 4,000 円とするものです。補正の内容については、2 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2 歳入を御覧ください。

3 款県支出金 1 6 万 5,000 円の増は、特別調整交付金分の増によるものです。5 款繰入金 5 万 7,000 円の増は、未就学児均等割保険料繰入金の計上によるものです。6 款繰越金 6,871 万 5,000 円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3 歳出を御覧ください。

1 款総務費 1 6 万 5,000 円の増は、国民健康保険電算委託料の計上によるものです。3 款国民健康保険事業納付金 6,877 万 2,000 円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5ページの5款の繰入金の中で、未就学児の均等割保険料の繰入金が県の負担金の中から設けられたわけでありませけれども、国保税の均等割、中でも被保険者にとっては、子供の均等割の負担というのは大変重くて、今回、未就学児の分の負担軽減になったということで、子供を持つ国保の加入者は大変助かったという声が聞こえます。

そこで、県の国保会計の統一に向けて取り組んでいる中で、医療費は高校生まで、あるいは中学校まで現物給付というふうな流れで、かなり国保会計が改善になってきておりましたので、この均等割も小学校、中学校と、少なくとも義務教育段階まで負担軽減に進むような流れになればと期待するわけですが、そうした動きは県、国のほうで見られないのか。その点を確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 子供の均等割の軽減についてでございますけれども、県、国のほうでの動きについては、現在のところ今の制度のみで、新たな制度については情報は入っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれいつでもスタートが、未就学児からの軽減負担からのスタートしますから、引き続き、子供の均等割についても、あるいは国保税の負担の課税の割合も検討することになるだろうと思いますけれども、いずれ均等割については、御一緒に改善を要望していくことを期待しまして終わります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第7号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第7号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,017万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,962万2,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款国庫支出金30万6,000円の増は、国庫補助金の増によるものです。4款支払基金交付金33万1,000円の増は、支払基金交付金の増によるものです。5款県支出金15万3,000円の増は、県補助金の増によるものです。7款繰入金15万3,000円の増は、一般会計繰入金の増によるものです。8款繰越金2,923万2,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金1, 385万円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるものです。5款地域支援事業、2項介護予防生活支援サービス事業122万5,000円の増は、生活支援サービス業務委託料の増によるものです。7款諸支出金、1項償還金利子及び割引料1,510万円の増は、返還金の確定及び還付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第8号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ9,027万4,000円にしようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

4款繰越金33万の増は、前年度の繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

3款諸支出金33万円の増は、保険料還付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第9号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第9号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の、収入の予定額の補正は既決予定額を109万9,000円増額しようとするものであります。同じく、支出の予定額の補正は、既決予定額を124万2,000円増額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正は、既決予定額を14万3,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的支出及び支出の収入の増額補正は、1款1項2目受託工事収益を109万9,000円増額するものであります。支出の増額補正は、1款1項3目受託工事費を109万9,000円増額し、同じく4目総係費の給与費を14万3,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第10号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第10号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の支出の予定額の補正は、既決予定額を8万6,000円増額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正は、既決予定額を8万6,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的支出の増額補正は、1款1項3目総係費の給与費を8万6,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11時30分